



## ❖ 課税のしくみ

町・県民税は前年中（令和 7 年 1 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日）の収入から算定された所得をもとに計算され、住みよい地域社会をつくるための費用に充てられます。

### □納める方

- ◎令和 8 年 1 月 1 日に町内に住所のある方で一定の所得のある方→均等割と所得割を納めます。  
（令和 8 年 1 月 2 日以後に住所が変わった場合でも、1 月 1 日の住所地の市区町村に納めます。）
- ◎町内に個人事業用の事務所、事業所または家屋敷を持っている方で、町内に住所のない方→均等割を納めます。

### □納める方法

- ◎普通徴収……年 4 回（6 月・8 月・11 月・翌年 1 月）に分けて納付書等により直接納付する方法
- ◎特別徴収……月々の給与（6 月～翌年 5 月）や公的年金から差し引いて納付する方法

### □納める額

- ◎均等割……一定以上の所得のある方に均等に課税されます。

均等割の税額	町民税	県民税
	3,000 円	2,000 円

※森林整備等に必要な財源確保のため、令和 6 年度から国税として森林環境税が創設され、**1 人年額 1,000 円**が町・県民税均等割と併せて徴収されます。

※県民税均等割額 2,000 円のうち 1,000 円は、「やまがた緑環境税」として、森林を中心とした環境保全等の取組みの財源のために、ご負担いただくものです。

- ◎所得割……所得から所得控除を差し引いた残りの金額（課税所得金額）に税率を適用して算出します。

#### 総合課税分

所得割の税率	町民税	県民税
	6 %	4 %

#### 分離課税分（土地・建物の譲渡、株式等の譲渡所得等）

区 分	町民税	県民税
譲渡所得（短期：一般）	5.4%	3.6%
譲渡所得（長期：一般）	3 %	2 %
株式等の譲渡所得	3 %	2 %
先物取引	3 %	2 %

$$\text{町・県民税} = \text{所得割額} (\text{課税所得金額} \times \text{所得割税率} - \text{税額控除額}) + \text{均等割額}$$

## □町・県民税の非課税規定

### ①均等割・所得割どちらもかからない方

- 令和 8 年 1 月 1 日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- 本人が障がい者、未成年者（平成 20 年 1 月 3 日以後生まれ）および寡婦またはひとり親に該当する方で、前年中の合計所得金額が 135 万円（給与の収入額では 2,043,999 円）以下の方
- 前年中の**合計所得金額が 39 万円以下の方**  
※扶養者（年少扶養含む）がいる場合  
合計所得金額が「29 万円×（扶養人数+1）+27 万円」以下の方

**【合計所得金額】**  
分離して課税される所得額も含み、かつ純損失・雑損失の繰越控除前の所得金額の合計額

### ②所得割だけがかからない方（均等割のみ課税）

- 所得控除、税額控除により所得割額が算出されない方
- 前年中の**総所得金額等が 45 万円以下の方**  
※扶養者（年少扶養含む）がいる場合  
総所得金額等の合計額が「35 万円×（扶養人数+1）+42 万円」以下の方

**【総所得金額】**  
合計所得金額から、純損失・雑損失を繰越控除した後の金額

## □森林環境税の非課税規定

- 令和 8 年 1 月 1 日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- 本人が障がい者、未成年者（平成 20 年 1 月 3 日以後生まれ）および寡婦またはひとり親に該当する方で、前年中の合計所得金額が 135 万円（給与の収入額では 2,043,999 円）以下の方
- 前年中の**合計所得金額が 38 万円以下の方**  
※扶養者（年少扶養含む）がいる場合  
合計所得金額が「28 万円×（扶養人数+1）+26.8 万円」以下の方

扶養親族の人数	森林環境税と町・県民税の両方が非課税となる合計所得金額	森林環境税（1,000 円）のみ課税となる合計所得金額	森林環境税と町・県民税均等割両方が課税となる総所得金額等
0 人	38 万円以下	38 万円超～39 万円以下	39 万円超～45 万円以下
1 人	82.8 万円以下	82.8 万円超～85 万円以下	85 万円超～112 万円以下
2 人	110.8 万円以下	110.8 万円超～114 万円以下	114 万円超～147 万円以下
3 人	138.8 万円以下	138.8 万円超～143 万円以下	143 万円超～182 万円以下

# ❖ 町・県民税の計算のしかた

令和7年分 給与所得の源泉徴収票

遊佐太郎さん(会社員)は、妻の和子さん、長男の一郎くん(17歳)、次男の次郎くん(14歳)と暮らしています。

太郎さんの令和7年中の収入は次のとおりです。年末調整後に確定申告しない場合は「源泉徴収票」に基づいて計算します。



支払を受ける者	住所 遊佐町遊佐字舞鶴2236番地	(受給者番号) 0123-456789	(個人番号)
		(役職名)	
		氏名 (フリガナ) ユザ タロウ	
		氏名 遊佐 太郎	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の合計額
給与・賞与	4,880,000	3,464,000	2,241,100
源泉徴収税額			623,000
控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)	障害者の数(本人を除く)
有 配偶者		1	1
特定親族特別控除の額	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額
	681,100	120,000	
住宅借入金等特別控除の額			
新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額
		120,000	40,000
旧個人年金保険料の金額			100,000
国民年金保険料等の金額			
基礎控除の額			680,000
配偶者の合計所得		0	
控除対象配偶者の氏名	ユザ 和子		
控除対象配偶者の氏名	ユザ イチロウ		
控除対象配偶者の氏名	ユザ ジロウ		

## 1. 給与所得金額を計算します。(4 ページの表 1 より)

「支払金額」から計算します。「給与所得控除後の金額」と一致するはずですが。  

$$\{(4,882,000 \text{ 円} \div 4) \times 4\} \times 80\% - 440,000 = 3,464,000 \dots ①$$
 1,000 円未満切捨て

## 2. 所得控除額を計算します。(6 ページの表より)

社会保険料控除	681,100 円	} 計 1,841,100 円…②
生命保険料控除	70,000 円	
配偶者控除(和子)	330,000 円	
扶養控除(一郎)	330,000 円	
扶養控除(次郎)	0 円	
基礎控除(本人)	430,000 円	

(注) 源泉徴収票の「所得控除の額の合計額」とは一致しません。所得税と住民税ではそれぞれの控除の計算式や、扶養1人当たりの控除額が違うためです。

**\* 所得控除額 \***  
 「所得税」と「町・県民税」では、それぞれの控除の計算式や扶養1人当たりの控除額が異なります。  
 町・県民税の所得控除額は6ページに掲載しています。

## 3. 課税所得金額を計算します。(給与所得金額①-所得控除額②)

$3,464,000 \text{ 円} \text{ (①)} - 1,841,100 \text{ 円} \text{ (②)} = 1,622,900 \text{ 円} \dots ③$  (1,000 円未満切捨て)

## 4. 所得割額を計算します。(課税所得金額③×税率-税額控除)

A) はじめに、課税所得金額③に税率(町民税6%・県民税4%)を掛けます。  
 町民税  $1,622,900 \text{ 円} \text{ (③)} \times 6\% = 97,374 \text{ 円} \dots ㉞$   
 県民税  $1,622,900 \text{ 円} \text{ (③)} \times 4\% = 64,916 \text{ 円} \dots ㉟$

B) つぎに、調整控除額を計算します。

所得税と住民税の人的控除額の差を合計します。(4 ページの表 3 より)

人的控除額の差の合計額	<table border="0"> <tr> <td>配偶者控除(一般配偶者)</td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td>扶養控除(一般扶養)</td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td>基礎控除</td> <td>50,000 円</td> </tr> </table>	配偶者控除(一般配偶者)	50,000 円	扶養控除(一般扶養)	50,000 円	基礎控除	50,000 円	} 計 150,000 円…④
配偶者控除(一般配偶者)	50,000 円							
扶養控除(一般扶養)	50,000 円							
基礎控除	50,000 円							

課税所得金額③が200万円以下なので、人的控除額の差の合計額④と課税所得金額③のいずれか少ない額の5%(町民税3%・県民税2%)が調整控除額になります。

$1,622,900 \text{ 円} \dots ③ > 150,000 \text{ 円} \dots ④$

④の方が少ないので、 $150,000 \text{ 円} \times 5\%$ になります。

調整控除額	<table border="0"> <tr> <td>町民税</td> <td><math>150,000 \text{ 円} \text{ (④)} \times 3\% = 4,500 \text{ 円} \dots ㉟</math></td> </tr> <tr> <td>県民税</td> <td><math>150,000 \text{ 円} \text{ (④)} \times 2\% = 3,000 \text{ 円} \dots ㊱</math></td> </tr> </table>	町民税	$150,000 \text{ 円} \text{ (④)} \times 3\% = 4,500 \text{ 円} \dots ㉟$	県民税	$150,000 \text{ 円} \text{ (④)} \times 2\% = 3,000 \text{ 円} \dots ㊱$	} 計 7,500 円
町民税	$150,000 \text{ 円} \text{ (④)} \times 3\% = 4,500 \text{ 円} \dots ㉟$					
県民税	$150,000 \text{ 円} \text{ (④)} \times 2\% = 3,000 \text{ 円} \dots ㊱$					

C) Aで求めた額からBで求めた調整控除額を差し引きます。

町民税所得割額  $97,374 \text{ 円} \text{ (㉞)} - 4,500 \text{ 円} \text{ (㉟)} = 92,874 \text{ 円}$   
 県民税所得割額  $64,916 \text{ 円} \text{ (㉟)} - 3,000 \text{ 円} \text{ (㊱)} = 61,916 \text{ 円}$

## 5. 年税額を計算します。

町民税⇒所得割 92,874 円 + 均等割 3,000 円 = 95,874 円…㊱ (100 円未満切捨て)

県民税⇒所得割 61,916 円 + 均等割 2,000 円 = 63,916 円…㊲ (100 円未満切捨て)

**町民税㊱ + 県民税㊲ + 森林環境税 = 95,874 円 + 63,916 円 + 1,000 円 = 年税額 160,790 円**

(注) 譲渡等の分離課税所得がある場合、計算式は異なります。



◎パート・アルバイトの給与収入と町・県民税の関係 ※森林環境税は課税される場合があります。  
 パートやアルバイトの収入は、給与所得に区分され、課税の対象になります。他の方の扶養親族であっても所得金額によって、町・県民税がかかる場合があります。  
**給与以外の所得がなく、扶養親族等がない場合、パート・アルバイトの給与収入と町・県民税の関係は次の表のようになります。**

令和7年中の収入	所得金額	町・県民税
94万円以下	39万円以下	かからない
94万円超 100万円以下	39万円超 45万円以下	均等割がかかる場合がある/所得割はかからない
100万円超	45万円超	均等割と所得割(※)がかかる場合がある

◎公的年金を受給されている方の町・県民税 ※森林環境税は課税される場合があります。  
 受給者の年齢が65歳以上か未満かによって次のようになります。(他収入がある場合等は異なります)

○65歳以上の場合(昭和36年1月1日以前に生まれた方)【年金収入が149万円まではかかりません】

令和7年中の収入	所得金額	町・県民税
149万円以下	39万円以下	かからない
149万円超 155万円以下	39万円超 45万円以下	均等割がかかる場合がある/所得割はかからない
155万円超	45万円超	均等割と所得割(※)がかかる場合がある

○65歳未満の場合(昭和36年1月2日以後に生まれた方)【年金収入が99万円まではかかりません】

令和7年中の収入	所得金額	町・県民税
99万円以下	39万円以下	かからない
99万円超 105万円以下	39万円超 45万円以下	均等割がかかる場合がある/所得割はかからない
105万円超	45万円超	均等割と所得割(※)がかかる場合がある

(※)町県民税所得割は、所得金額が45万円超であっても、所得金額より町・県民税所得控除額が大きい場合はかかりません。

## ～ 寄附金税額控除について ～

所得税の控除対象となる寄附金で、住民税の控除対象寄附金に該当する場合、町・県民税の所得割額から税額控除します。

### 〈控除対象寄附金〉

- ・都道府県、市区町村(地方公共団体)に対する寄附金(ふるさと寄附金)
- ・住所地の道府県共同募金会または日本赤十字社の支部に対する寄附金
- ・県または町の条例で指定された寄附金

### 税額控除の計算方法

#### (1) 基本控除

(「寄附金額」または「総所得金額等×30%」のいずれか少ない金額-2,000円)×10%  
(町民税6%、県民税4%)

#### (2) 特例控除(ふるさと寄附金に限り、基本控除に加算)

都道府県・市区町村(地方公共団体)に対して2,000円を超える寄附金について、町・県民税の所得割額(調整控除後の所得割)の20%を限度に、(1)の基本控除額に**特例控除額**が加算されます。

(寄附金額-2,000円)×{90%-(所得税の限界税率(※)×1.021)}×特例控除割合  
(町民税5分の3、県民税5分の2)

(※)所得税については、累進課税方式がとられており、課税対象所得を数段階に分けて、その区分ごとに異なる税率が課されます。限界税率とは、寄附した方に適用される所得税率のうち、最大のものを指します。

#### ふるさと寄附金(ふるさと納税)【控除イメージ試算条件】

・給与収入400万円、所得税の限界税率5%、町・県民税所得割150,000円の方が、地方公共団体に2万円の寄附をした場合、確定申告をすれば次のように控除を受けることができます。

寄附金額 20,000円			
適用下限額 2,000円	【所得税】 所得控除による軽減 (20,000円-2,000円) ×5%×1.021=919円	【町・県民税】 基本控除 (20,000円-2,000円)× 10%=1,800円	【町・県民税】 特例控除(所得割額の2割を限度) (20,000円-2,000円)×{90%-(5%× 1.021)}=15,281円
← 控除額 18,000円 →			

#### ふるさと納税ワンストップ特例制度について

確定申告の必要のない給与所得者等がふるさと納税を行った場合、ふるさと納税を行った自治体に申請書を提出することにより、確定申告を行わなくても寄附金控除を受けられるという制度です。

ただし、次の方は、ワンストップ適用を受けることができません。

- ・所得税等の確定申告書の提出をしなければならない方
- ・所得税等の確定申告書または住民税申告書を提出された方
- ・申告特例申請書を提出した都道府県・市区町村の数が5を超える方
- ・申告特例申請書等に記載した市区町村と寄附した年の翌年の1月1日にお住まいの市区町村が異なる方

表1 〈給与所得金額の計算表〉

給与収入金額	給与所得金額
650,999円まで	0円
651,000円～1,899,999円	収入金額－650,000円
1,900,000円～3,599,999円	※ 収入金額×70%－80,000円
3,600,000円～6,599,999円	※ 収入金額×80%－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額×90%－1,100,000円
8,500,000円～	収入金額－1,950,000円

(注) ※印の欄の「収入金額」は、次の算式により計算してください。

$$\frac{\text{収入金額}}{1,000\text{円未満切り捨て}} \div 4 \times 4$$

表2 〈公的年金等の所得金額の計算表〉

年齢区分	公的年金等の収入金額	公的年金等の控除額
昭和36年1月2日以後に生まれた方(65歳未満)	130万円未満	収入金額－60万円(マイナスの場合は0円)
	130万円以上 410万円未満	収入金額×75%－27.5万円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×85%－68.5万円
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額×95%－145.5万円
昭和36年1月1日以前に生まれた方(65歳以上)	1,000万円以上	収入金額－195.5万円
	330万円未満	収入金額－110万円(マイナスの場合は0円)
	330万円以上 410万円未満	収入金額×75%－27.5万円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×85%－68.5万円
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額×95%－145.5万円
	1,000万円以上	収入金額－195.5万円

※公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下である場合は一律10万円、2,000万円を超える場合は一律20万円が上記の控除額より引き下げられます。

表3 〈調整控除の計算のしかた〉

区分	控除額
合計課税所得金額が200万円以下の場合	次の①、②のいずれか少ない金額の5% ①人的控除額の差の合計額 ②合計課税所得金額
合計課税所得金額が200万円超の場合	{人的控除額の差の合計額－(合計課税所得金額－200万円)}の5% ※この金額が2,500円未満の場合は、2,500円とします。

合計課税所得金額とは、所得控除後の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額で、申告分離課税(土地等の譲渡等)に係る課税所得金額は含まれません。

## ○所得税と住民税の人的控除の差額

所得控除区分	所得税	住民税	差額	
障害者控除	普通障害者	27万円	26万円	1万円
	特別障害者	40万円	30万円	10万円
	同居特別障害者	75万円	53万円	22万円
寡婦控除	27万円	26万円	1万円	
ひとり親控除(父)	35万円	30万円	5万円 ※1	
ひとり親控除(母)	35万円	30万円	5万円	
勤労学生控除	27万円	26万円	1万円	
扶養控除	一般扶養	38万円	33万円	5万円
	特定扶養	63万円	45万円	18万円
	老人扶養	48万円	38万円	10万円
	同居老親等	58万円	45万円	13万円
基礎控除	最高95万円	43万円	5万円 ※2	
配偶者控除	差額			
	納税義務者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	一般配偶者	5万円	4万円	2万円
	老人配偶者	10万円	6万円	3万円

※1 ひとり親控除(父)は、旧寡夫控除相当の人的控除額の差1万円をそのまま引き継ぎます。

※2 調整控除算出の際、基礎控除の人的控除の差は一律5万円です。

※3 控除の種類と説明は6ページをご覧ください。

## ■収入がない場合の申告

Q、私は一人暮らしで、前年中の収入はありませんでした。収入がなくても申告をしなければならないのですか？

A、町・県民税の申告は、国民健康保険税の申告書も兼ねており、収入のなかった方にもその旨を申告していただくようお願いしています。申告をしていないと国民健康保険税の軽減が受けられなかったり、所得証明や課税証明が発行できなかつたりするなど、各種の行政サービスを受けようとする場合に支障をきたすことがあります。

\* \* \*

## ■年の途中で転入した場合の町・県民税

Q、私は今年の4月にA市から遊佐町に転入したのですが、住民税はどのように納めるのですか？

A、住民税は、その年の1月1日に住民登録している市区町村に納めていただくこととなりますので、今年度の住民税はA市に納めることとなります。遊佐町からは課税されません。

\* \* \*

## ■死亡した父の町・県民税

Q、今年の2月に父が死亡しましたが、その父の町・県民税の納税通知書が送られてきました。死亡しても税金がかかるのですか？

A、町・県民税が課税されるかどうかは、その年の1月1日の現況で判断することになっています。1月2日以後に死亡した場合は町・県民税が課税され、その納税義務は相続人に承継されますので、死亡された方の税金は、その相続人から納税していただくこととなります。

\* \* \*

## ■会社を退職した後の町・県民税の納め方

Q、私は9月末に会社を退職します。今は毎月の給与から町・県民税が差し引かれていますが、退職後はどのように納めたらいいですか？

A、給与所得者の場合、町・県民税は、6月から翌年5月にかけて毎月の給料から差し引かれます。9月末で退職すると、10月から翌年5月までの分をご自分で納めていただくこととなります。また、最後に支給される給与から全額を一括納付される場合は、お勤め先にお申し出ください。

## ❖ 公的年金からの特別徴収

65歳以上で公的年金を受給されている方の年金所得に係る町・県民税は、原則公的年金からの特別徴収（差し引き）となります。

公的年金のほかに給与所得や事業所得などがある場合、それらの所得にかかる税額については、別途、納付書・口座振替または給与からの差し引きにより納めていただくこととなります。

### □対象となる方

次の要件に全て該当する方が対象です。

- (1) 令和8年4月1日現在、公的年金等を受給されている 65歳以上の方（昭和36年4月2日以前に生まれた方）
  - (2) 年額18万円以上の老齢基礎年金、老齢年金、退職年金等を受給されている方
  - (3) 遊佐町での介護保険料が年金から差し引かれている方
- ※ご本人が希望されても納付方法を変更することはできません。

### □対象となる税額

- ◎均等割……全額が年金から差し引かれます。ただし、公的年金以外の所得にかかる税額を給与からの差し引きにより納付している方は、給与から差し引かれます。
- ◎所得割……所得割のうち、公的年金所得にかかる税額のみが、年金から差し引かれます。その他の所得にかかる税額については、別途、納付書・口座振替または給与からの差し引きにより納めていただきます。

### □納付方法

#### ◎特別徴収1年目の方（令和8年度より新たに特別徴収の対象になる方）

年度の前半（6月・8月）は普通徴収（納付書または口座振替）により直接納付していただきますが、年度の後半以降（10月～）は、年金からの差し引きに切り替わります。

徴収月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収方法	普通徴収（納付書または口座振替）		特別徴収（年金から差し引き）		
徴収額	年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6

#### ◎特別徴収2年目以降の方（令和7年度から引き続き特別徴収される方）

年度の前半（4・6・8月）は、前年度の年税額の2分の1が年金から差し引かれます。年度の後半（10・12・翌年2月）は、年税額から、年度の前半に徴収された額を引いた残りの額が差し引かれます。

徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収方法	特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）		
徴収額	(7年度の年税額の1/2)×1/3	(7年度の年税額の1/2)×1/3	(7年度の年税額の1/2)×1/3	(令和8年度年税額－仮徴収額)×1/3	(令和8年度年税額－仮徴収額)×1/3	(令和8年度年税額－仮徴収額)×1/3

## ◆65歳未満の公的年金受給者の方

- ・給与からの特別徴収により納付されている場合  
→公的年金に係る町・県民税も原則給与からの特別徴収となります。なお、公的年金に係る町・県民税を普通徴収で納付を希望する場合は、毎年の申告の際に、自分で納付する旨の記載を忘れずをお願いします。

### Q & A

Q 今まで年金所得に対する町・県民税も、給与から引き落とし（特別徴収）されていましたが、令和8年3月で65歳になりました。年金特別徴収との関係で、令和8年度はどのような徴収方法になりますか？

A 年金特別徴収の制度導入にともない、65歳以上の方の年金に対する税額は給与所得から引き落とすこと（特別徴収）ができなくなりました。そのため給与所得に対する町・県民税は給与から、年金所得に対する町・県民税は公的年金からそれぞれ引き落としされます。

（令和8年3月で65歳になられた方の場合、10月分の年金から年金特別徴収が始まります。）  
なお、給与所得と年金所得以外の所得（不動産所得、事業所得等）に対する税額は、これまでどおり給与所得に対する町・県民税として合算して給与から引き落とし（特別徴収）することができます。

# ◆ 町・県民税所得控除表

項目	適用範囲と所得控除額																																																							
雑損控除	災害、盗難等によって資産等に損害を受けたとき { ①差引損失額－(総所得金額等の合計額×10%) } ①と②のいずれか多い方の金額 ②災害関連支出額－50,000円																																																							
医療費控除	一般分：支払った医療費の総額－(保険金等で補てんされた金額)－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額) セルフメディケーション税制分：特定一般医薬品等購入費－(保険金等で補てんされた金額)－1万2千円 一般分：限度額200万円 セルフメディケーション税制分：限度額8万8千円																																																							
社会保険料控除	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、農業者年金保険料、労働保険料などの支払金額全額 ※生計を一にする親族分の保険料等を支払った場合も対象になります。																																																							
小規模企業共済等掛金控除	①小規模企業共済制度に基づく掛金、②心身障害者扶養共済制度の掛金、③確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金(iDeCoの掛金など)の支払金額全額																																																							
生命保険料控除	○平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る生命保険料控除(旧契約) 旧一般生命保険料控除・旧個人年金保険料控除(両方の支払いがある場合は下記によりそれぞれ金額を計算) ア 15,000円以下 ..... 支払保険料の金額 イ 15,001円以上40,000円以下 ..... 支払保険料×1/2+ 7,500円 ウ 40,001円以上70,000円以下 ..... 支払保険料×1/4+17,500円 エ 70,001円以上 ..... 35,000円 ○平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る生命保険料控除(新契約) 新一般生命保険料控除・介護医療保険料控除・新個人年金保険料控除(それぞれの支払いがある場合は下記によりそれぞれ金額を計算) ア 12,000円以下 ..... 支払保険料の金額 イ 12,001円以上32,000円以下 ..... 支払保険料×1/2+ 6,000円 ウ 32,001円以上56,000円以下 ..... 支払保険料×1/4+14,000円 エ 56,001円以上 ..... 28,000円 ※合計適用限度額70,000円																																																							
地震保険料控除	地震保険料の支払合計金額(A) (旧長期損害保険料の支払合計金額(B)) ①Aの金額が50,000円以下の場合 (①Bの金額が5,000円以下の場合...B全額) A×1/2 (最高25,000円) (②Bの金額が5,001円以上15,000円以下の場合) ②Aの金額が50,001円以上の場合...25,000円 B×1/2+2,500円 (最高10,000円) (注) A+Bの最高限度額は25,000円となります。 (③Bの金額が15,001円以上の場合...10,000円)																																																							
障害者控除	納税義務者本人の控除対象配偶者、扶養親族で心身に障がいのある方がいる場合 普通障害者 ..... 260,000円 特別障害者 ..... 300,000円 同居特別障害者 ..... 530,000円																																																							
寡婦控除	次の要件のいずれかを満たす方(事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいる場合を除く)...260,000円 合計所得金額が500万円以下 { ①夫と死別後、婚姻をしていない方または夫が生死不明な方 ②夫と離別後、婚姻をしていない方で扶養親族を有する方																																																							
ひとり親控除	未婚または配偶者と死別・離別している方または配偶者の生死が明らかでない方で次の要件をすべて満たす方(事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいる場合を除く)...300,000円 ①総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子を有すること ②合計所得金額が500万円以下であること																																																							
勤労学生控除	納税義務者本人が大学、高校、各種学校などの学生で、自己の勤労による給与所得等の合計所得金額が75万円以下で、かつ合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下の方...260,000円																																																							
配偶者控除	納税義務者本人の配偶者の合計所得金額が58万円以下のとき <table border="1"> <thead> <tr> <th>納税義務者本人の所得金額</th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超950万円以下</th> <th>950万円超1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般配偶者</td> <td>330,000円</td> <td>220,000円</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>老人配偶者(70歳以上 S31.1.1以前生)</td> <td>380,000円</td> <td>260,000円</td> <td>130,000円</td> </tr> </tbody> </table> (注) 納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合には適用されません。		納税義務者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	一般配偶者	330,000円	220,000円	110,000円	老人配偶者(70歳以上 S31.1.1以前生)	380,000円	260,000円	130,000円																																										
納税義務者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下																																																					
一般配偶者	330,000円	220,000円	110,000円																																																					
老人配偶者(70歳以上 S31.1.1以前生)	380,000円	260,000円	130,000円																																																					
配偶者特別控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">納税者本人の所得金額</th> <th colspan="3">納税義務者本人の所得金額</th> <th colspan="3">配偶者の所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超950万円以下</th> <th>950万円超1,000万円以下</th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超950万円以下</th> <th>950万円超1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">配偶者の所得金額</td> <td>58万円超95万円以下</td> <td>330,000円</td> <td>220,000円</td> <td>110,000円</td> <td>115万円超120万円以下</td> <td>160,000円</td> <td>110,000円</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>95万円超100万円以下</td> <td>330,000円</td> <td>220,000円</td> <td>110,000円</td> <td>120万円超125万円以下</td> <td>110,000円</td> <td>80,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>310,000円</td> <td>210,000円</td> <td>110,000円</td> <td>125万円超130万円以下</td> <td>60,000円</td> <td>40,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>105万円超110万円以下</td> <td>260,000円</td> <td>180,000円</td> <td>90,000円</td> <td>130万円超133万円以下</td> <td>30,000円</td> <td>20,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>110万円超115万円以下</td> <td>210,000円</td> <td>140,000円</td> <td>70,000円</td> <td>133万円超</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> (注) 納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合には適用されません。		納税者本人の所得金額	納税義務者本人の所得金額			配偶者の所得金額			900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	配偶者の所得金額	58万円超95万円以下	330,000円	220,000円	110,000円	115万円超120万円以下	160,000円	110,000円	60,000円	95万円超100万円以下	330,000円	220,000円	110,000円	120万円超125万円以下	110,000円	80,000円	40,000円	100万円超105万円以下	310,000円	210,000円	110,000円	125万円超130万円以下	60,000円	40,000円	20,000円	105万円超110万円以下	260,000円	180,000円	90,000円	130万円超133万円以下	30,000円	20,000円	10,000円	110万円超115万円以下	210,000円	140,000円	70,000円	133万円超	0円	0円	0円
納税者本人の所得金額	納税義務者本人の所得金額			配偶者の所得金額																																																				
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下																																																		
配偶者の所得金額	58万円超95万円以下	330,000円	220,000円	110,000円	115万円超120万円以下	160,000円	110,000円	60,000円																																																
	95万円超100万円以下	330,000円	220,000円	110,000円	120万円超125万円以下	110,000円	80,000円	40,000円																																																
	100万円超105万円以下	310,000円	210,000円	110,000円	125万円超130万円以下	60,000円	40,000円	20,000円																																																
	105万円超110万円以下	260,000円	180,000円	90,000円	130万円超133万円以下	30,000円	20,000円	10,000円																																																
	110万円超115万円以下	210,000円	140,000円	70,000円	133万円超	0円	0円	0円																																																
扶養控除	あなたと生計を一にする親族の令和7年中の合計所得金額が58万円以下であるとき ①年齢16歳以上19歳未満(平成19年1月2日から平成22年1月1日生まれ)を扶養するとき(一般扶養) ..... 330,000円 ②年齢19歳以上23歳未満(平成15年1月2日から平成19年1月1日生まれ)を扶養するとき(特定扶養) ..... 450,000円 ③年齢23歳以上70歳未満(昭和31年1月2日から平成15年1月1日生まれ)を扶養するとき(一般扶養) ..... 330,000円 ④年齢70歳以上(昭和31年1月1日以前生まれ)を扶養するとき(老人扶養) ..... 380,000円 ⑤上記の④のうち同居している本人または配偶者の直系尊属を扶養するとき(同居老親等扶養) ..... 450,000円																																																							
特定親族特別控除	生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族で令和7年中の合計所得金額が58万円超123万円以下の方がいる場合に、所得控除の適用を受けることができる仕組みが税制改正により創設されました。 詳細については遊佐町HP「令和8年度から適用される個人住民税の主な改正内容について」をご覧ください。																																																							
基礎控除	すべての方に該当します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>基礎控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超 2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超 2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>適用なし</td> </tr> </tbody> </table>		合計所得金額	基礎控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超 2,450万円以下	29万円	2,450万円超 2,500万円以下	15万円	2,500万円超	適用なし																																												
合計所得金額	基礎控除額																																																							
2,400万円以下	43万円																																																							
2,400万円超 2,450万円以下	29万円																																																							
2,450万円超 2,500万円以下	15万円																																																							
2,500万円超	適用なし																																																							

町・県民税に関するお問い合わせは 遊佐町 町民課 課税係 TEL. 72-5876まで